

入札説明書

画像ファイリングシステム賃貸借契約に係る入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：画像ファイリングシステム賃貸借契約
- (2) 契約の内容：画像ファイリングシステムの賃貸借を行う。機器の詳細は仕様書のとおり。
- (3) 契約期間：令和8年1月1日から令和13年12月31日まで（72ヶ月）
- (4) 納入場所：沖縄県島尻郡南風原町字宮平212番地 沖縄県南部保健所

2 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日：令和7年10月30日（木）午後3時
- (2) 入札場所：沖縄県南部保健所 1階第1会議室

3 入札方法等

- (1) 入札者は、県が定める様式（第4号様式）を使用すること。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第5号様式）を持参すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の単数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (10) 委任状を持参しない代理人が行った入札

5 入札保証金の額

この入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）」第 100 条第 1 項の規定により、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額（税込み）を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金の額が不足した場合、その入札は無効となる。

6 入札保証金が免除となる場合

次のいずれかに該当すると認められたときは、その全部又は一部の納付を免除することができるので、確認書類を提出すること。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

※「過去 2 箇年」とは、本件入札実施日を基準として過去 2 箇年である。

<提出書類>

(1) に該当する者：証書

(2) に該当する者：「同種・同規模契約の実績（第 2 号様式）」及び「記載内容を証する契約書の写し等」

<提出期限>

令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 4 時まで（必着）

<提出場所>

沖縄県南部保健所 健康推進班（沖縄県島尻郡南風原町字宮平 212 番地）

7 入札保証金の納付及び還付

上記 6 の免除に該当しない場合、以下の方法により入札保証金を納付すること。入札保証金の額が不足した場合、その入札は無効とする。

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書（第 7 号様式）及び債権・債務者登録申出書（第 8 号様式）を提出すること。

提出期限：令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 4 時まで（必着）

イ 沖縄県南部保健所が発行する納付書を受け取り、金融機関にて入札保証金を納付後、速やかに領収書の写しを提出すること。（FAX で送信する場合は、電話で当所に受信確認を行うこと。）

提出期限：令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 4 時まで（必着）

(2) 還付方法

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

入札後、入札保証金払戻請求書（第9号様式）を提出すること。後日指定口座に振り込みを行う。

(3) 提出場所

沖縄県南部保健所 健康推進班（沖縄県島尻郡南風原町字宮平212番地）

8 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。

なお、再度の入札は、2回までとする。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 最低制限価格 最低制限価格は設定しない。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付または提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2カ年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面提出する場合。（第2号様式）

13 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

14 入札の辞退

都合により入札を辞退する場合には、入札日時の前までに入札辞退届（第6号様式）を郵送又は持参により提出すること。

15 その他留意事項

- (1) 当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において沖縄県の歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加資格の申請等にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 沖縄県は、申請書等を公表又は無断で他の用途へは使用しない。

16 契約に関する事務を担当する名称及び所在地

沖縄県南部保健所 健康推進班 仲里、仲宗根、新崎
〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町字宮平 212 番地
電話番号 (098) 889-6591 FAX 番号 (098) 888-1348